

令和4年12月吉日

保護者の皆さま

東京医療保健大学後援会  
会長 佐藤 亮彦

### 東京医療保健大学後援会のご案内

東京医療保健大学の入学者選抜試験の合格、誠におめでとうございます。

東京医療保健大学では、平成17年4月の開学当初より「建学の精神、並びに教育研究の主旨に賛同し、その向上に協力して本学の発展に寄与すること」を目的とし、在学生の保護者を会員とする「東京医療保健大学後援会」を組織しております。

本後援会は、本学学生の為の福利厚生や課外活動、進路・就職活動、施設・設備等へ後援会費による援助、支援事業を行っている組織です。具体的には「健康診断費用」「新型コロナウイルス感染症防止対策費用」「クラブサークル活動の費用」「就職活動支援の費用」そして「教育機器備品・図書購入の費用」等、それぞれに必要な費用の一部を、後援会費より援助しております。

「東京医療保健大学後援会規約」「東京医療保健大学後援会役員（理事）について」を別紙として同封いたしましたのでご高覧いただければ幸いです。

今後とも、本学後援会のより良い運営に努める所存ですので、保護者の皆さまにはご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### 【お問合せ】

東京医療保健大学  
学生支援センター

☎ 03-5421-7655 (代)

東京医療保健大学後援会規約

第1章 総則

第1条 本会は、東京医療保健大学後援会と称する。

第2条 本会は、東京医療保健大学の建学の精神並びに教育研究の趣旨に賛同し、その向上に協力して、東京医療保健大学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会の事務所は、東京医療保健大学内に置く。

第2章 事業

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 東京医療保健大学学生の福利厚生への援助
- (2) 東京医療保健大学学生の課外活動等への援助
- (3) 東京医療保健大学学生の就職活動への援助
- (4) 東京医療保健大学の施設・設備及び教育への援助
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 保護者会員 東京医療保健大学学生の保護者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、総会で認められた者
- (3) 名誉会員 会の発展に寄与した者で、総会で認められた者

第4章 役員及び職員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 幹事 若干名 各学科教員代表および大学職員
- (5) 会計監査 2名
- (6) 顧問 若干名

第7条 役員を選出方法及び役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は総会で選出する。会長は会務を総括し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、役員会が推薦し、会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 理事は保護者会員の中から会長が選出し、総会の承認を得るものとする。
- (4) 幹事は、大学からの推薦により、総会で選出する。幹事は、役員会を構成する。

(5) 会計監査は総会で選出する。会計監査は本会の会計を監査する。

(6) 顧問は役員会が推薦し、会長が委嘱する。

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了となった場合でも、後任者が決定するまでは、その職務を執行するものとする。

第9条 本会の事務を処理するため、書記・会計若干名を東京医療保健大学の職員の中から理事長が委嘱する。

## 第5章 会費及び会計

第10条 本会の運営は、会費、寄附金及びその他の収入をもって行う。

第11条 保護者会員は、会費年額20,000円を納入するものとする。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 会議

第13条 本会は、年1回定期総会を開催し、会務を報告し、予算及び決算を審議する。

第14条 本会は、定期総会の他に、会長が必要と認めるときは、臨時総会及び役員会を開くことができる。

第15条 災害、感染症拡大等により定期総会が開催できない場合は、役員会の議決を総会の議決に代えることができる。この場合、役員会での議決内容を会員に報告する。

第16条 会議の議決は、出席者の過半数による。可否同数の時は議長がこれを決定する。

第17条 本会の規約の改廃は、総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 附 則

本規約は2005年4月1日より実施する。

本規約は2006年2月15日より実施する。

本規約は2008年6月24日より実施する。

本規約は2010年6月29日より実施する。

本規約は2018年7月7日より実施する。

本規約は2022年6月25日より実施する。

東京医療保健大学後援会役員（理事）について

東京医療保健大学後援会は規約第6条の(3)について、第7条の(3)により保護者会員から役員（理事）を置くこととしております。

後援会役員は、保護者会員の代表として役員会にご出席いただき後援会総会に付議する後援会予算決算等の議案を事前にご審議いただきます。役員会、後援会総会は基本的にそれぞれ年1回開催しており、理事としての役割は原則としてこの2回の会合（役員会は至近3年間オンラインで開催）へのご出席のみで、高校までのPTAのように何か独自の活動を行うものではありません。

後援会役員としてご協力をお願いできる方がいらっしゃいましたら下記の連絡先にお申し出いただければ幸いです。

規約上、理事は若干名で保護者会員の中から後援会会長が選出し、総会の承認を得るものとしております。現状は、役員会運営を考慮し、原則として各学科学年毎に1名の方に理事としてご就任いただいております。各学科学年で複数のお申し出をいただきました場合、全員の皆さまにお願いできないことがあります。何卒、ご理解ご了承くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

お申し出は、令和5年4月3日（月）迄とさせていただきます。

【連絡先】 東京医療保健大学 五反田キャンパス  
学生支援センター 担当：大家  
電話: 03-5421-7655（代） メールアドレス:m-ohie@thcu.ac.jp